

風致地区内における
現状変更行為の許可申請等の手引
(平成28年4月版)

京都市 都市計画局
都市景観部 風致保全課

この冊子は、風致許可に係る手続について、市民の皆様方に分かりやすく説明したものです。

風致地区内において現状変更行為を行う場合は、この手引の記載に基づいて、適切な手続を行ってください。

なお、許可の基準については、『京都市風致地区条例による許可基準の解釈と運用』（平成25年12月版）をご参照ください。

目 次

1	現状変更行為とは	2
2	現状変更行為のうち、許可が不要なもの	2
3	許可手続等の流れ	5
4	許可申請の手続	5
5	許可書の交付を受けた後、行為が完了するまでの手続等	6
6	許可が不要の場合の通知の手続	6
7	申請書等の様式について	6
8	京都市美観風致審議会（景観専門小委員会）の意見聴取が必要な場合	6
9	他の法令による許可等との関係	7
10	許可申請手続等に必要書類・図書の作成要領	9

この手引に使用される用語のうち、京都市風致地区条例は「条例」、京都市風致地区条例施行規則は「規則」と表記しています。

1 現状変更行為とは（条例第2条第1項）

風致地区内にある土地において、次に掲げる行為（以下「現状変更行為」という。）をするときは、市長の許可を受ける必要があります。

- (1) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石の類の採取
- (5) 水面の埋立て又は干拓
- (6) 建築物等の色彩その他の意匠の変更
- (7) 物件の堆^{たい}積

2 現状変更行為のうち、許可が不要なもの（条例第2条第2項）

上記の現状変更行為に該当する行為でも、次に掲げるものについては、許可を受ける必要はありません。

項目	行為の種類	細目																		
1	都市計画事業の施行として行う行為 (同項第1号)																			
2	国、地方公共団体又は都市計画施設を管理することとなる者が都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為（同項第2号）																			
3	非常災害のために必要な応急処置として行う行為（同項第3号）																			
4	建築物の新築、改築又は増築で、新築に係る建築物又は改築若しくは増築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの。ただし、右に掲げる行為を除く。（同項第4号）	<p>ア 高さ（改築又は増築の場合にあっては、当該改築又は増築後の高さ）が下表の種別の欄に掲げる風致地区の種別に応じ同表の高さの欄に掲げる高さを超えることとなる建築物の新築、改築又は増築</p> <p>イ 建築面積の敷地面積に対する割合（改築又は増築の場合にあっては、当該改築又は増築後の建築面積の敷地面積に対する割合）が下表の種別の欄に掲げる風致地区の種別に応じ同表の建ぺい率の欄に掲げる割合を超えることとなる建築物の新築、改築又は増築</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>高さ</th> <th>建ぺい率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種地域</td> <td>8^{メートル}</td> <td>10分の2</td> </tr> <tr> <td>第2種地域</td> <td>10</td> <td>10分の3</td> </tr> <tr> <td>第3種地域</td> <td>10</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>第4種地域</td> <td>12</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>第5種地域</td> <td>15</td> <td>10分の4</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 建築物の高さは、建築基準法施行令第2条第6号（建築物については、同号ただし書きを除く。）の規定の例により算定するものとする。</p>	種別	高さ	建ぺい率	第1種地域	8 ^{メートル}	10分の2	第2種地域	10	10分の3	第3種地域	10	10分の4	第4種地域	12	10分の4	第5種地域	15	10分の4
種別	高さ	建ぺい率																		
第1種地域	8 ^{メートル}	10分の2																		
第2種地域	10	10分の3																		
第3種地域	10	10分の4																		
第4種地域	12	10分の4																		
第5種地域	15	10分の4																		
5	建築物の移転で、移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるもの (同項第5号)																			
6	右に掲げる建築物等の新築、改築、増築又は移転（同項第6号）	<p>ア 工事のために必要な仮設の工作物（建築物以外の工作物）で、工事の期間中に限り存続するもの</p> <p>イ 祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設の建築物等で、祭礼等の期間中に限り存続するもの</p> <p>ウ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの</p>																		

		エ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台 オ その他の工作物で、高さ（改築又は増築の場合にあっては、当該改築又は増築後の高さ）が1メートル以下であるもの
7	面積が10平方メートル以下である土地の形質の変更で、高さが1メートルを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴わないもの（同項第7号）	
8	右に掲げる木竹の伐採（同項第8号）	ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 エ 仮植した木竹の伐採 オ 許可不要行為又は通知行為のために必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
9	土石の類の採取で、その採取による地形の変更が項目(7)に掲げる土地の形質の変更と同程度であるもの（同項第9号）	
10	面積が10平方メートル以下である水面の埋立て又は干拓（同項第10号）	
11	建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもので右に定めるもの以外のものの色彩その他の意匠の変更。（同項第11号）	ア 高層建築物の屋外階段、高架水槽その他大規模な工作物（規則第4条第1号） イ コンクリート柱、鉄柱、柵、擁壁その他これらに類する工作物で、高さが1メートルを超えるもの（規則第4条第2号）
12	面積が10平方メートル以下の物件の堆積 ^{たいせき} で、高さが1メートル以下であるもの（同項第12号）	
13	建築物が存する敷地内において行う行為。ただし、右に掲げる行為を除く。（同項第13号ア）	ア 建築物の新築、改築、増築又は移転 イ 工作物のうち、建築物に付属する受信用の空中線系（その支持物を含む。）及び小規模な庭園施設以外のものの新築、改築、増築又は移転 ウ 土地の形質の変更で、面積が100平方メートルを超えるもの又は高さが1メートルを超えるのりを生じる切土若しくは盛土を伴うもの エ 高さが5メートルを超える木竹の伐採 オ 土石の類の採取で、その採取による地形の変更がウに掲げる土地の形質の変更と同程度であるもの カ 建築物等の色彩その他の意匠の変更で項目11に該当しないもの
14	農林漁業を営むために行う行為。ただし、右に掲げる行為を除く。（同項第13号イ）	ア 建築物の新築、改築、増築又は移転 イ 用排水施設（幅員が2メートル以下である用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置 ウ 宅地の造成又は土地の開墾 エ 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。） オ 水面の埋立て又は干拓
15	文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形	

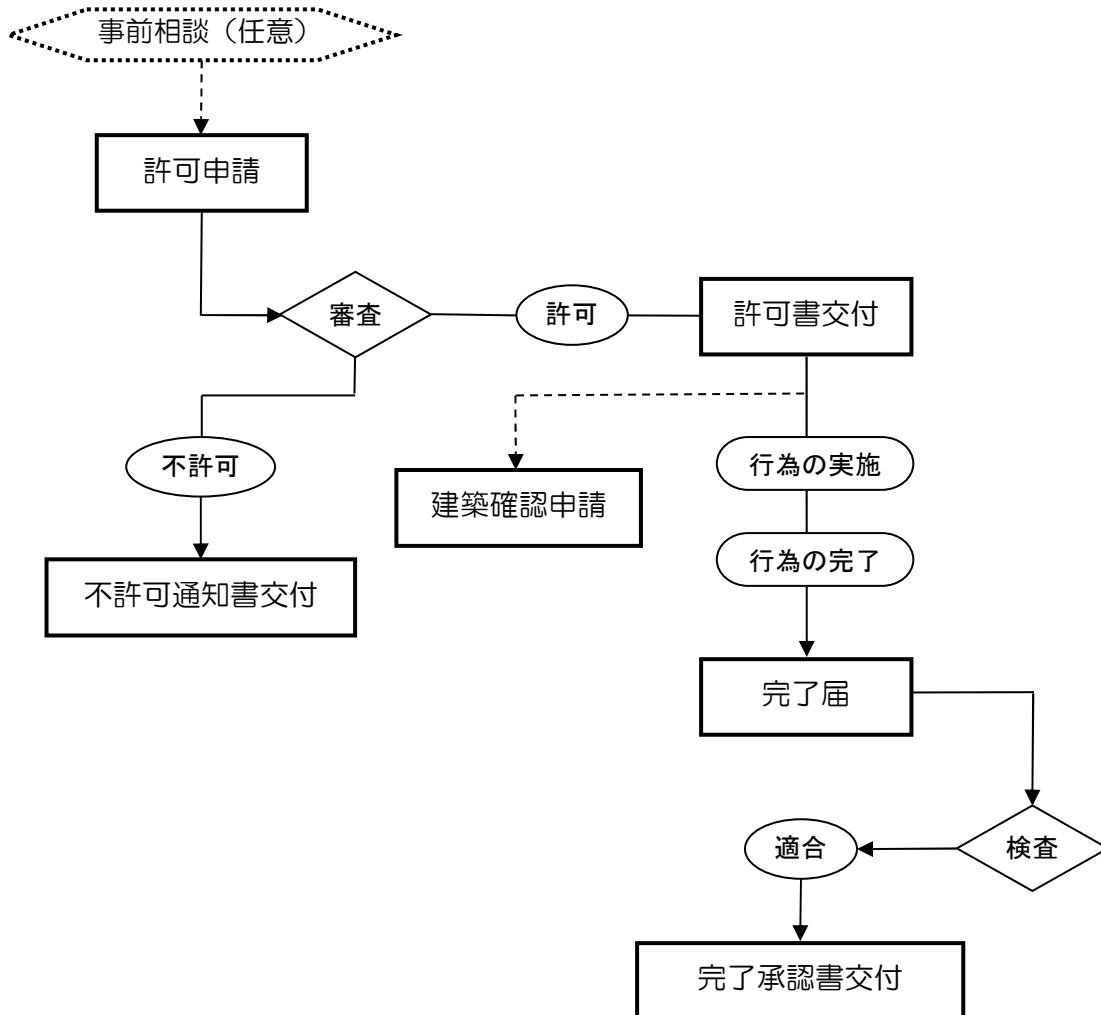
	民俗文化財，同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財又は同法第 109 条第 1 項の規定により指定され，若しくは同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為 (同項第 13 号ウ)	
16	景観法第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物の保存に係る行為 (同項第 13 号エ)	
17	京都府文化財保護条例第 7 条第 1 項の規定により指定された京都府指定有形文化財，同条例第 36 条第 1 項の規定により指定された京都府指定有形民俗文化財又は同条例第 43 条第 1 項の規定により指定された府指定史跡名勝天然記念物の保存に係る行為 (同項第 13 号オ)	
18	京都市伝統的建造物群保存地区条例の規定の適用を受ける行為 (同項第 14 号カ)	
19	京都市文化財保護条例第 6 条第 1 項の規定により指定された京都市指定有形文化財，同条例第 30 条第 1 項の規定により指定された京都市指定有形民俗文化財又は同条例第 36 条第 1 項の規定により指定された市指定史跡名勝天然記念物の保存に係る行為 (同項第 13 号キ)	
20	京都市市街地景観整備条例第 38 条第 1 項の規定により指定された歴史的意匠建造物の保存に係る行為 (同項第 13 号ク)	
21	京都市屋外広告物等に関する条例の規定の適用を受ける屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置 (同項第 13 号ケ)	
22	法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 (同項第 13 号コ)	

3 許可手続等の流れ

許可申請から現状変更行為の実施、完了承認書の交付（行為の終了）までの流れを図示すると次のとおりです。

なお、どのようなものが許可になるか等について許可申請に先立って相談されることも可能です。（任意の事前相談）

また、風致景観に重大な影響があると認めるものについては、この通常の手続に加えて、京都市美観風致審議会へ意見聴取を行う場合があります。



4 許可申請の手続（規則第1条関係）

(1) 申請書の作成

「風致地区内における現状変更行為の許可申請・協議・通知書」（第1号様式）に必要事項を記入し、必要な図書を添付のうえ、風致保全課に提出してください。

(2) 申請書の提出部数

申請書、添付図書等は、正本及び副本を提出してください。

申請書については、正本、副本とも、記名押印又は署名をしてください。

(3) 申請前の相談

風致地区内での現状変更行為に係る規制の内容や許可基準について、よくご存知でない場合や計画の内容が許可基準に適合するかどうか確認されたい場合などについては、事前に内容の確認等をさせていただいていますので、お気軽に風致保全課に御相談ください。

(4) 取下げ

許可申請中に計画を中止した場合は、「風致地区内における許可・変更許可申請の取下げ届」（第5号様式）を風致保全課に提出してください。

5 許可書の交付を受けた後、行為が完了するまでの手続等

(1) 許可標識の設置（条例第7条，規則第22条関係）

工事期間中は，工事現場の見えやすい場所に許可標識（「京都市風致地区条例による許可標識」）を設置して，許可を受けたことを明らかにしてください。

(2) 許可行為の変更（条例第2条第1項関係）

許可の内容を変更しようとするときは，許可を受けなければなりませんので，「風致地区内における許可行為の変更許可申請」（第2号様式）と変更に係る図書を元の許可通知書，元の許可申請書及びその添付図書とともに風致保全課に提出してください。

なお，変更許可通知書とともに許可通知書，許可申請書及びその添付図書等は返却します。

(3) 許可を要しない軽微な変更（規則第2条の2関係）

変更の内容が，次に掲げる事項に該当するときは，(2)の手続きを要しません。

ア 緑地の面積を増加させることとなる変更（公共用空地から見える緑地の位置の変更を伴わないものに限る。）

イ 木竹の本数を増加させることとなる変更（公共用空地から見える木竹の位置の変更を伴わないものに限る。）

ウ 公共用空地から見えない位置にある緑地及び木竹の位置の変更

エ エアコンディショナーの室外機，給湯器その他これらに類する建築設備の位置の変更で，その変更後の位置が公共用空地から見えないもの

オ その他市長が良好な風致の維持に支障を及ぼす恐れがないと認めるもの

(4) 行為の完了の届出（規則第23条第1項関係）

ア 許可を受けた行為・工事が完了した場合は，速やかに「風致地区内における許可行為の完了届」（第3号様式）を風致保全課に提出してください。

イ 完了届には，許可書，許可申請書及びその添付図書（変更許可申請を行った場合は，それに係る図書を含む。）並びに完了写真を添付してください。

また，(3)の許可を要しない軽微な変更がある場合には，変更内容を記した資料を合わせて提出してください。

ウ 検査の結果，許可の内容に適合している場合には，完了承認書を交付します。

なお，完了承認書とともに許可書，許可申請書及びその添付図書等は返却します。

(5) 行為の中止の届出（規則第23条第2項関係）

ア 許可を受けた現状変更行為を取り止める場合は，「風致地区内における許可行為の中止届」（第4号様式）を風致保全課に提出してください。

イ 中止届には，当該中止に係る行為の許可書，許可申請書及びその添付図書を添付してください。また，行為の着手後に中止する場合は，許可書，許可申請書及びその添付図書に加えて，原状回復その他当該行為の中止後の措置に関する計画書を添付してください。

6 許可が不要の場合の通知の手続（条例第3条，規則第9条関係）

(1) 条例第3条で定める行為については，その行為の性質から許可が不要とされていますが，当該行為を行う場合には，市長にその旨を通知しなければなりません。

(2) 通知をする場合は，「風致地区内における現状変更行為の許可申請・協議・通知書」（第1号様式）を風致保全課に提出してください。

7 申請書等の様式について

必要な様式書類は，風致保全課の窓口にて入手していただくか，ホームページからダウンロードしてください。

8 京都市美観風致審議会（景観専門小委員会）の意見聴取が必要な場合

当該許可に係る行為が，風致の維持に重大な支障を生じさせるおそれがあると認めるときは，京都市美観風致審議会（景観専門小委員会。以下「審議会」という。）の意見を聴く必要があります。

審議会の意見聴取は，事前審査を含めて，数回にわたる場合があり，通常の場合に比べて審査の期間が大幅に長くなりますので，期間に余裕をもって準備してください。

9 他の法令による許可等との関係

現状変更行為が行われる土地が、風致地区以外の区域又は地区と重複している場合には、それぞれの区域又は地区に係る手続が必要となる場合があります。それぞれの関係については、次のとおりです。

(1) 風致保全課所管の法令

法令等	区域・地区	手続等の概要
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存区域 (歴風一般)	条例の規定による許可申請等を行った場合には、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法による届出があったものとみなされます(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則第2条第2項)ので、別途の届出は、不要です。
	歴史的風土特別保存地区 (歴風特別)	条例の規定による許可申請と同時に、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第8条第1項の規定による許可申請を行ってください。
近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊緑地保全区域	条例の規定による許可申請があった場合には、近畿圏の保全区域の整備に関する法律による届出があったものとみなされます(近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則第2条第3項)ので、別途の届出は、不要です。
都市緑地法	特別緑地保全地区 [近郊緑地特別保全地区を含む。]	条例の規定による許可申請等と同時に、都市緑地法の規定による許可申請等を行ってください。
京都市自然風景保全条例	自然風景保全地区 [第1種及び第2種]	条例の規定による許可申請等と同時に、京都市自然風景保全条例の規定による許可申請等を行ってください。
京都市眺望景観創生条例	眺望空間保全区域	条例の規定による許可申請等と同時に、京都市眺望景観創生条例第9条の規定による認定申請(以下「眺望認定申請」といいます。)を行ってください。 なお、京都市眺望景観創生条例第13条の規定による許可を受ける場合は、眺望認定申請は不要です。
	近景デザイン保全区域 又は 遠景デザイン保全区域	条例の規定による許可申請等があった場合には、京都市眺望景観創生条例による届出があったものとみなされます(京都市眺望景観創生条例第11条第3項)ので、別途の届出は、不要です。
都市計画法	高度地区	条例の規定による許可申請と同時に、京都市都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)高度地区の計画書の規定による手続を行ってください。

(2) 他課法令

法令等	手続等の概要	担当課等
建築基準法	建築物の建築については、建築基準法の建築確認の手続が必要です。なお、建築確認の手続の前に風致地区条例に基づく許可が必要です。	都市計画局建築指導部 建築審査課 又は指定確認検査機関
都市計画法	土地の区画形質の変更が、都市計画法に基づく開発行為に該当する場合は、市長の許可が必要です。(第29条第1項)	都市計画局都市景観部 開発指導課
	道路、公園等の都市計画施設の区域又は土地区画整理事業等の市街地開発事業の施行区域内において、建築物の建築をしようとする場合は、市長の許可が必要です。(第53条第1項)	都市計画局都市企画部 都市計画課
土地区画整理法	土地区画整理施行区域内で土地の形質の変更や建築行為を行う場合は、市長の許可が必要です。(第76条第1項)	建設局都市整備部 市街地整備課
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域における土地の形質の変更が、宅地造成等規制法に基づく宅地造成に該当する場合は、市長の許可が必要です。(第8条第1項)	都市計画局都市景観部 開発指導課
文化財保護法	計画区域内が史跡名勝天然記念物に指定されている場合、建築物の除却・建替・新築、土地の形質の変更等を行うにあたっては、文化庁長官の許可が必要です。 計画区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地がある場合は、着工の60日前までに、教育委員会へ届出なければならない場合がありますので、事前に指導を受けてください。	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課
農地法	市街化区域内で農地転用を行う場合には、農地転用に着手する日の14日前までに、農業委員会への届出が必要です。 市街化調整区域内で農地転用を行う場合には、京都府知事の許可が必要です。	農 業 委 員 会
生産緑地法	計画区域が、生産緑地地区に指定されている場合は、生産緑地の買取りの申出をして、生産緑地の指定の解除を行う必要があります。	都市計画局 都市企画部 都市計画課
森林法	森林法に基づく地域森林計画の対象となっている民有林において、1ヘクタールを超える規模の現状変更行為を行う場合は、京都府の許可が必要です。	京都府京都林務事務所
	1ヘクタール以下の場合は、30日前までに市長への伐採届の提出が必要です。なお、立木の伐採については、伐採数量にかかわらず届出が必要です。	産業観光局 農林振興室 林業振興課
土壌汚染対策法	水質汚濁防止法に基づく特定有害物質使用特定施設が設置されていた土地では、土壌汚染状況調査を行う必要があります。 3000平方メートル以上の土地の形質の変更を行う場合は、市長に対する届出が必要であり、その土地について土壌汚染のおそれがあると市長が認めるときには土壌汚染状況調査を行わなければならない場合があります。	環境政策局 環境企画部 環境指導課
京都市土採取規制条例	土の採取量、採取方法、災害防止措置、運搬方法その他について、市長に届出が必要です。	都市計画局都市景観部 開発指導課
砂防法	砂防指定地に指定された区域内で、制限される行為等をしようとする場合は、京都府の許可が必要です。	京都府京都土木事務所 京都府砂防課
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	計画区域が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、または、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されている場合（予定を含む）は、京都府の許可が必要な場合があります。 ※ 許可が必要でない場合であっても、土砂の流出対策や急傾斜地の崩壊対策などについて、慎重な検討を行ってください。	京都府京都土木事務所

10 許可申請手続等に必要な書類・図面の作成要領

(1)申請様式

	名 称	様 式	関係規定	備 考
①	風致地区内における現状変更行為の許可申請・協議・通知書	第1号様式-1	条例第2条第1項	第1号様式-2及び第1号様式-3に、該当事項を記載してください。
		第1号様式-2		
		第1号様式-3		第1号様式-2の記載欄では不足する場合に、使用してください。
		第1号様式-4 第1号様式-5		
②	風致地区内における許可行為の変更許可申請	第2号様式-1 第2号様式-2	規則第1条第5項	行為の内容を変更する場合に提出してください。
③	風致地区内における許可行為の完了届	第3号様式	規則第23条第1項	
④	風致地区内における許可行為の中止届	第4号様式	規則第23条第2項	許可を受けた後に計画を中止したときに提出してください。
⑤	風致地区内における許可・変更許可申請の取下げ届	第5号様式		許可申請中に計画を中止したときに提出してください。

(2) 許可申請等に必要な図書

※申請書等は、A4判の大きさにしてください。

種 別	許 可	変更許可	協 議	変更協議	通 知
現況写真（注1）	○	—	○	—	○
付近見取図	○	—	○	—	○
設計図書（注2）	○	○	○	○	○
公図（注3）	○	—	—	—	—
土地登記全部事項証明書（注4）	○	※ ¹ —	—	—	—
土地使用承諾届出書又は売買契約書（注5）	△	※ ¹ —	—	—	—
委任状（注6）	○	※ ² —	○	※ ² —	○
その他指示する図書（注7）	○	○	○	○	○
許可・協議概要書	○	—	○	—	—

- 注 1 現況写真は、現地の状況が分かるよう複数の方向から撮影し、撮影位置、方向を示す図書を添付（計画区域を朱線で囲んでください。）してください。
- 2 設計図書には、設計者が記名押印してください。
変更許可に際しては、変更になった部分の設計図書のみ添付してください。また、変更となった部分を判りやすく朱線で囲んでください。
- 3 申請日前3箇月以内のものとし、計画区域を朱線で囲んでください（仮換地の指定がされた区域については、仮換地指定図とします。）。
- 4 申請日前3箇月以内のものとしてください。
なお、既存建築物に工作物を設置する場合は、土地登記全部事項証明書に代えて建物登記全部事項証明書を添付してください。
- 5 申請者と土地所有者が相違する場合は、原則として添付してください。
なお、既存建築物に工作物を設置する場合で、申請者と建物所有者とが相違するときは、土地使用承諾届出書に代えて建物使用承諾届出書を添付してください。
- 6 申請等の手続を代理人に委任する場合に添付してください。
- 7 その他指示する図書
ア 計画区域が土地区画整理事業施行中の地区内の場合

- ・区画整理法第76条の許可書（写し）
 - イ 計画区域が道路、公園等の都市計画施設の区域又は土地区画整理事業等の市街地開発事業の施行区域の場合
 - ・都市計画法第53条の許可書（写し）
 - ウ 造成行為完了後に建築等の申請を行う場合
 - ・造成行為の完了承認書等（写し）…風致許可、開発許可等
 - エ 風致保全緑地を設ける計画の場合（詳しくは「京都市風致地区条例による許可基準の解釈と運用」32ページを御覧ください。）
 - ・風致保全緑地計画図
 - ・風致保全緑地を登録簿に登録することについての同意書（申請者と土地所有者が相違する場合）
- ※¹ 行為地の地番の変更をする場合は、添付してください。
- ※² 代理人を変更する場合は、添付してください。

(3) 図書作成について

ア 付近見取図

- ・縮尺 2, 500分の1程度
- ・計画区域を朱線で囲んでください。

イ 設計図書

(ア) 建築物

種 別	縮 尺	表示すべき事項等
現況平面図	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位, 縮尺 ・ B. Mの位置及び高さ ・ 現況地盤高さ, 計画地盤高さ ・ 計画区域の範囲 (朱書き表示)
敷地求積図	1/100 (標準)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位, 縮尺 (実測に基づき作成)
配置図		<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位, 縮尺 ・ 敷地の範囲 (朱書き表示) ・ B. Mの位置及び高さ ・ 現況地盤高さ, 計画地盤高さ ・ 道路境界, 敷地境界 ・ 道路境界及び敷地境界からの建築物の後退距離 (最短距離を有効寸法で表示) ・ 申請建築物と既存建築物の別
各階平面図		<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位, 縮尺 ・ 間取り ・ 建築面積の求積 ・ 各階床面積の求積 ・ 各室の用途, 壁, 開口部, 建築設備 ・ 屋根伏図
着色立面図 (4面)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺 ・ 屋根, 外壁及び開口部の仕上げ及び色彩 ・ 屋根, 外壁材のマンセル値 ※外壁材にサイディングボード等を使用する場合は, メーカー名, 品番等
断面図 (2面以上)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺 ・ 敷地の形状 ・ 屋根こう配, 屋根のふき方, 床の高さ及び各階の高さ ・ 軒, けらば及び庇の出 (有効寸法を表示) ・ 軒の高さ及び建築物の最高高さ
植栽計画平面図		<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位, 縮尺 ・ 植栽の配置 ・ 緑地面積の求積 ・ 緑地率 ・ 植栽本数 ・ 保全緑地 (保全緑地を設ける場合)
外構計画平面図		<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位, 縮尺 ・ 擁壁, 塀, フェンス, 門等の意匠形態 ・ 工作物の種別ごとの高さ, 延長
外構施設立面図		<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺 ・ 外構施設の意匠形態
工作物構造図		1/50 以上

- 注 1 配置図, 1階平面図, 植栽計画平面図及び外構計画平面図は, 図面を兼用することは可能です。
 2 上記図書のほか, 仕上げ材の見本やカタログ等の提出を求める場合があります。

(イ) 造成計画

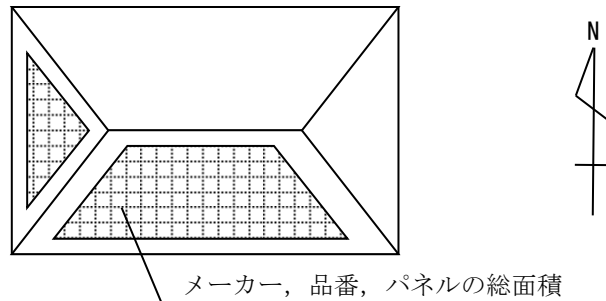
種 別	縮 尺	表示すべき事項等
現況平面図	1/1,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位, 縮尺 B. Mの位置及び高さ 現況地盤高さ, 計画地盤高さ 計画区域の範囲 (朱書き表示)
土地利用計画図 (建築物配置計画)		<ul style="list-style-type: none"> 方位, 縮尺, 計画区域 計画建築物及び保全緑地等の位置及び面積 計画区域の範囲 (朱書き表示)
造成計画平面図		<ul style="list-style-type: none"> 方位, 縮尺, 計画区域 B. Mの位置及び高さ 道路の中心線, 測点及び計画高 擁壁, 工作物等の位置, 名称, 高さ, 延長 敷地の形状及び計画高 切土面積, 盛土面積 計画区域の範囲 (朱書き表示) 切土部分を黄色, 盛土部分を緑色で着色
造成計画 縦横断面図	1/300 以上	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の形状及び計画高 切土高さ, 盛土高さ 基準線 (D. L.) 切土部分を黄色, 盛土部分を緑色で着色
道路計画 縦断面図	H=1/1,000 V=1/300 以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺, 測点及び計画高 縦断勾配及び縦断曲線 基準線 (D. L.)
道路計画 横断面図	1/100 以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺 幅員構成及び横断勾配
擁壁構造図	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺, 擁壁の種類及び名称 躯体寸法, 見え高さ及び根入れ寸法 擁壁前面の化粧仕上げ種類 (色彩, マンセル値) 主材料の種類別 (品質, 形状, 寸法) 水抜き穴の位置
擁壁展開図	任意	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺, 高さ, 延長及び根入れ寸法 水抜き穴及び目地の位置
計画区域求積 図	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺
造成範囲求積 図		<ul style="list-style-type: none"> 縮尺 切土及び盛土部分
植栽計画平面 図		<ul style="list-style-type: none"> 方位, 縮尺 植栽の配置 緑地面積の求積 緑地率 植栽本数 保全緑地 (保全緑地を設ける場合)
その他工作物	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺 構造 材質及び意匠形態

(ウ) 太陽光発電装置等の設置

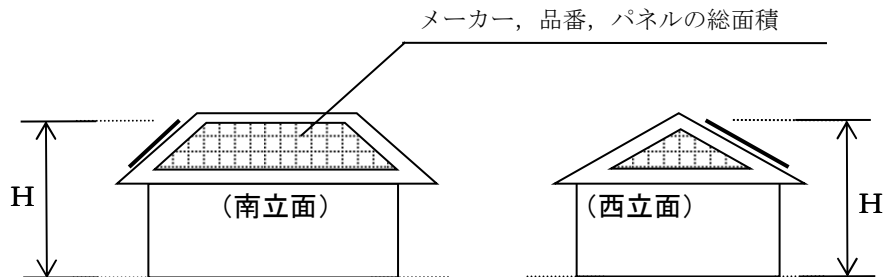
種 別	縮 尺	表示すべき事項等
配 置 図	1/100 程度	<ul style="list-style-type: none"> 方位, 縮尺, 敷地境界線, 道路の位置 敷地内における建築物等の位置
屋 根 伏 図	1/100 程度	<ul style="list-style-type: none"> 方位, 縮尺 太陽光発電装置の設置位置 メーカー, 品番及びパネルの総面積 (配置図と兼用可)
立 面 図	1/100 程度	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電装置の設置位置 地上から太陽光発電装置の最高部までの高さ メーカー, 品番及びパネルの総面積

※ 太陽光発電装置のカタログのコピーの提出を求める場合があります。

屋根伏図 (例)



立面図 (例)



H : 地盤面からパネルの最高部までの高さ